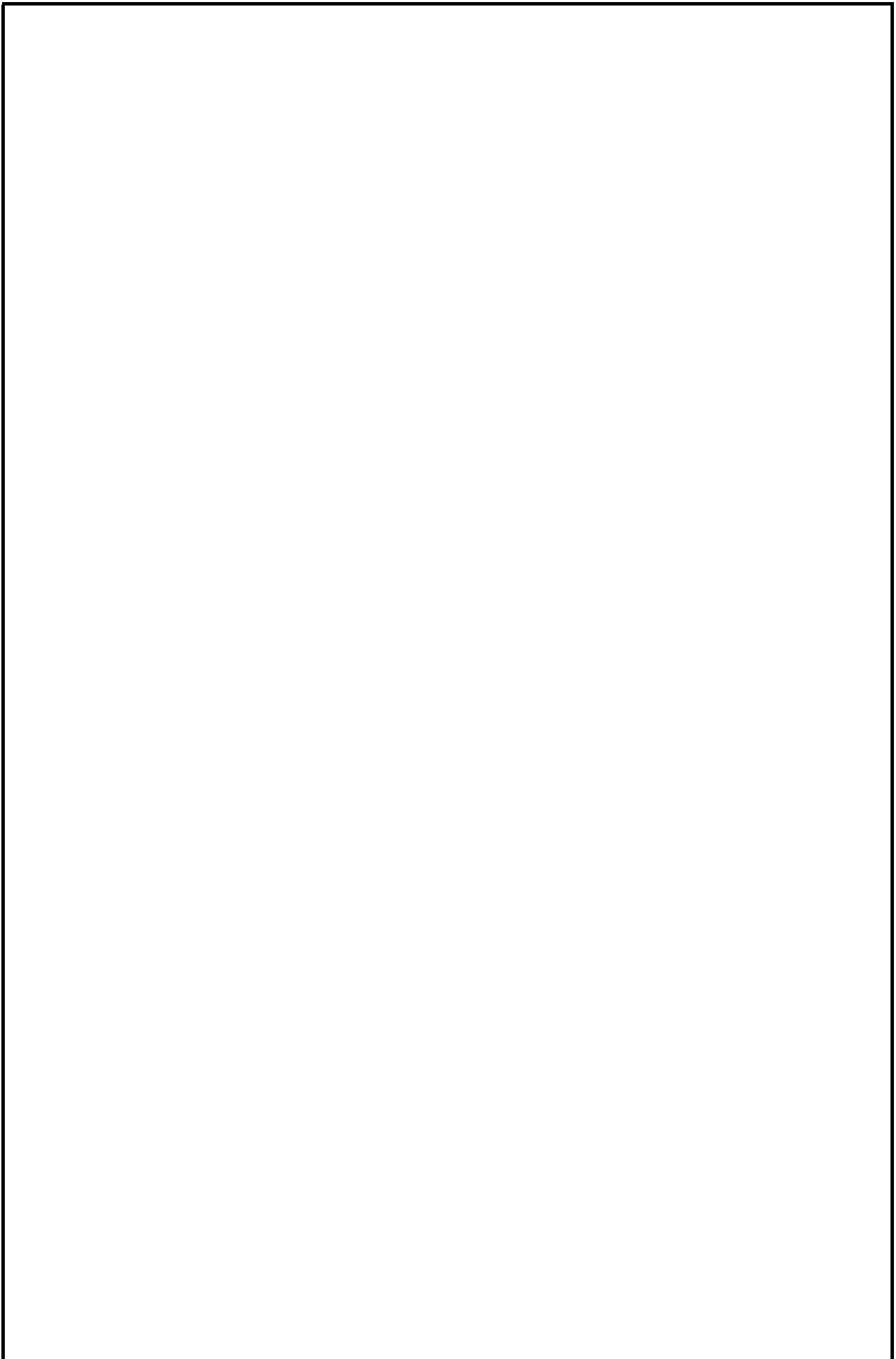


青梅市地域防災計画

(令和3年度修正)

第3部 風水害編

青梅市防災会議



目次

第3部 風水害編	1
第1章 基本的責務と役割	2
第2章 市民と地域の防災力の向上	2
第1節 予防対策	2
1 市民による自助の備え	2
2 防災意識の啓発	2
3 地域における共助の取組	3
4 事業所における取組	3
5 市民・行政・事業所等の連携	3
第2節 応急対策	3
第3章 安全なまちづくりの実現	4
第1節 予防対策	4
1 風水害に強いまちづくり	4
2 治水対策の推進	5
3 土砂災害対策の推進	6
4 風倒木の対策	8
5 出火、延焼等の防止	8
6 農作物被害の防止	8
第2節 応急対策	9
1 河川の応急対策	9
2 土砂災害等の危険箇所の応急対策	13
第3節 復旧対策	14
第4章 安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保	15
第1節 予防対策	15
1 道路交通の安全対策	15
2 道路除雪体制整備	15
第2節 応急対策	15
1 交通規制	15
2 大雪時道路対策	17
第3節 復旧対策	17
第5章 災害活動体制の充実	18
第1節 予防対策	18
1 防災拠点の整備	18
2 風水害の災害特性を踏まえた柔軟性のある災害対策体制の整備	18
3 訓練の実施	18
4 防災教育	18
第2節 応急対策	19
1 市の災害応急活動体制	19
2 水防活動計画	22

3 災害発生時の対応.....	28
第6章 災害情報収集伝達体制の整備.....	30
第1節 予防対策.....	30
1 市民等への情報提供体制の整備.....	30
2 社会福祉施設等への情報伝達体制の充実.....	30
第2節 応急対策.....	31
1 気象情報.....	31
2 連絡体制、情報の伝達.....	32
第7章 医療救護対策.....	32
第1節 予防対策.....	32
第2節 応急対策.....	32
第3節 復旧対策.....	32
第8章 帰宅困難者対策.....	32
第1節 予防対策.....	32
第2節 応急対策.....	32
第3節 復旧対策.....	32
第9章 避難者対策.....	33
第1節 予防対策.....	33
1 風水害時用の避難場所等の選定.....	33
2 避難指示等発令基準の整備.....	33
第2節 応急対策.....	34
1 避難の指示、誘導.....	34
2 風水害時避難場所および避難所の開設と運営.....	39
第10章 備蓄・供給・輸送対策.....	41
第1節 予防対策.....	41
第2節 応急対策.....	41
第3節 復旧対策.....	41
第11章 生活再建対策.....	41
第1節 予防対策.....	41
第2節 応急対策.....	41
1 ごみ処理計画.....	41
2 し尿処理計画.....	41
第3節 復旧対策.....	41

第3部 風水害編

本編は、市の地域において風水害等に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧を実施することにより、市の地域ならびに市民の生命、身体および財産を災害から保護し、「風水害に強い青梅」の実現を図ることにある。

なお、本編に定めのない部分は、「第2部 震災編」の記載によるものとする。

第1章 基本的責務と役割

第2部震災編 第1章「基本的責務と役割」にもとづくものとする。

第2章 市民と地域の防災力の向上

第1節 予防対策

第2部震災編 第2章「市民と地域の防災力の向上」にもとづくものとし、その他、風水害対策として、以下の予防対策を推進する。

1 市民による自助の備え

市民は、「自らの生命は自らが守る」ために次に掲げる措置をはじめ、必要な防災対策に取り組む。

- 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。
- 市で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。
- 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- あらかじめ家族内で、予防対策や家族の役割分担、災害時の連絡方法、とるべき避難行動、風水害時避難場所・避難経路の確認を行っておく。
- 土砂災害や浸水が心配される場合は、市や都、国がインターネットや携帯電話で配信する、雨量、河川水位情報を確認する。必要に応じて、家財道具を2階などの安全な場所に移しておく。
- 大雪の場合は、孤立化防止や建物等の積雪被害対策を行う。
- 市、都が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加し、風水害時避難場所等の確認をしておく。
- 自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- 高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児等がいる家庭では、事前に自主防災組織等の住民組織、消防署、警察署等に情報提供しておく。

2 防災意識の啓発

市は、災害に対する知識や備え等に関する防災意識の啓発を、市民防災ハンドブックや広報、ホームページ等を用いて展開する。

- 台風・集中豪雨・土砂災害・大雪・竜巻等に関する一般知識
- 各防災機関の風水害対策
- 家庭での風水害対策
- 避難するときの注意
- 災害情報の入手方法
- 応急救護の方法
- 防災市民組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- 避難指示等に関する取扱い(避難行動要支援者等避難向け準備情報を含む。)
- 教育機関と連携した発達段階に応じた総合防災教育の向上対策

3 地域における共助の取組

自主防災組織等の役割やとるべき措置は、次のとおりである。

- 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- 情報伝達、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練を実施
- 避難、救助、炊き出し資器材等の整備・保守および非常食、簡易トイレの備蓄
- 地域内の浸水、土砂災害等の危険箇所を点検・把握し、地域住民に周知
- 地域内の災害時要配慮者の把握に努め、災害時の支援体制の整備
- 地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
- 行政との連携・協力体制の整備

4 事業所における取組

事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。

- 従業員の防災教育、防災マニュアルの周知徹底、風水害を想定した防災訓練、救出・救護活動能力の向上などに努めるとともに社屋内外の安全化確保、防災資器材や食料等の備蓄など従業員や来客の安全確保に努める。
- 事業活動を維持することが、被災地内外の社会経済の安定や早期復旧につながる。そのため事業所防災計画、事業継続計画（BCP）や非常用マニュアルの整備など事業活動の中断を最小限に止めるための対策等を事前に準備するとともに、これらの計画について、点検・見直しの実施に努める。
- 事業所の持つ資源や特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティアや自主防災組織等との協力など地域社会の安全性向上対策に努める。

5 市民・行政・事業所等の連携

5-1 協力体制の整備

市および防災関係機関は、風水害時の助け合いを推進するため、地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図り、地域の災害に強いまちづくりへの積極的な参加促進を図る。

また、各種防災活動を通じた地域コミュニティの活性化を図る。

5-2 風水害対応訓練への参加促進

地域においても、風水害を想定した避難訓練等の実施を図る。

第2節 応急対策

第2部震災編 第2章「市民と地域の防災力の向上」にもとづくものとする。

第3章 安全なまちづくりの実現

第1節 予防対策

第2部震災編 第3章「安全なまちづくりの実現」にもとづくものとし、その他、風水害対策として、以下の予防対策を推進する。

1 風水害に強いまちづくり

1-1 水害危険地域の土地利用の適正化

河川の氾濫等による浸水被害の軽減を図るため、水害危険地域における土地利用の適正化を促進する。

1-2 宅地造成における安全対策

宅地造成により、災害の危険性が高まることのないよう、事業認可機関および事業監督機関である都と連携し、事業主による適正な計画および工事の実施が行われるよう、指導監督に努める。

1-3 風水害に備えた防災拠点の整備

避難（場）所や一時滞在施設など、浸水や土砂災害の危険性等を踏まえて、地震災害とは区分した設定や耐水性を考慮した施設・設備の整備などを図る。

1-4 排水路、側溝等の整備

風水害に備え、排水路や側溝等を改修や清掃等を行う。清掃に当たっては、地域住民の参加促進を呼びかける。

1-5 市内雨量や水位の監視

市内8箇所の雨量計や水位監視システムなどを活用し、関係機関と連携を図りながら、危険箇所の通行止め等、ゲリラ豪雨等の発生などにも迅速な処置が行える体制を検討する。

■青梅市雨量観測所

観測所名	所在地
青梅市役所	東青梅 1-11-1（市役所）
御岳山	御岳山 114（御岳山防災センター）
小曾木	小曾木 3-1656-1（小曾木市民センター）
成木	成木 7-1176（第7分団第3部2班詰所）
今井	今井 2-908-1（今井市民センター）
梅郷	梅郷 3-749-1（梅郷市民センター）
沢井	沢井 2-682（沢井市民センター）

■気象庁観測所(アメダス)

観測所名	所在地
青梅	新町 6-7-1（東京都農林総合研究センター青梅庁舎）

2 治水対策の推進

2-1 河川および河川施設の調査

河川管理者は、定期的に河川施設の点検・調査を行い、危険箇所等を発見した場合は、速やかに管理者・占有者に報告し、安全対策の早期実施に努める。

2-2 河川改修事業の推進

河川管理者は、水害の発生防止および被害の軽減を図るため、時間雨量50mm程度の降雨に対する治水上の安全確保を図るため、護岸整備等の河川改修事業を計画的に推進するとともに、護岸、床固工等の河川施設の適正な維持管理に努める。

これら各河川管理者の予防対策に積極的に協力し、本市に係わる河川施設の安全化を促進する。

2-3 内水氾濫の防止

市街地の拡大に伴い、舗装道路の増加、農地の減少等により、雨水の浸透水が減少し、また、大雨により一時的に内水氾濫の危険性が高くなるため、下水道事業の推進をはじめ、雨水排水対策の充実に努めるとともに、大雨時に道路側溝や排水路等が機能するよう、改修や清掃等を行う。清掃に当たっては、地域住民の参加促進を呼びかける。

また、内水氾濫が発生した場合、関係機関との連携を強化するとともに、危険箇所の通行止め等、迅速な対応が行える体制の整備に努める。

2-4 多摩川浸水想定区域における避難体制の確保

洪水予報等の伝達方法、風水害時避難場所への誘導経路、避難の心得、緊急連絡先、注意等を記載した多摩川洪水ハザードマップを作成する等周知に努め、浸水想定区域周辺住民の迅速な避難体制の整備に努める。

なお、平成27年5月の水防法改正に伴い、国が示す洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充されている。

3 土砂災害対策の推進

市、都および防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、また、被害の軽減を図るため、都に対して対策事業の要請等を働きかけるなど災害防止策を講じるとともに、住民に対して災害の防止について、啓発および指導を行う。

3-1 土砂災害警戒区域等

資料編 2-3-5「土砂災害警戒区域」

市の地域内においては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）にもとづき、地域住民の生命の安全を図るため、東京都知事により土砂災害（特別）警戒区域が指定されている。

本法律にもとづくものは、情報伝達の整備や広報活動などの「ソフト対策」が主となっている。

■土砂災害（特別）警戒区域の指定の基準

区分	指定の基準	措置
土砂災害警戒区域	■急傾斜地の崩壊 イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 □ 急傾斜地の上端から水平距離10m以内の区域 ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。 ○ 市町村地域防災計画への記載 ○ 災害時要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制 ○ 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底 ○ 宅地建物取引における措置
	■土石流 土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域	
	■地滑り イ 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域） □ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は250m)の範囲内の区域	
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。 ※ ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で60m範囲内の区域。	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。 ○ 特定開発行為に対する許可 ○ 建築物の構造の規制 ○ 建築物の移転等の勧告および支援措置 ○ 宅地建物取引における措置

3-2 土砂災害警戒区域等の対策

(1) 土砂災害警戒区域の安全対策

都および市は、急傾斜地や土石流等の災害発生のおそれがある土砂災害警戒区域等の調査を実施し、危険箇所の安全対策に努める。

(2) 土砂災害に関する危険箇所の周知

市は、都および関係機関と連携し、土砂災害ハザードマップ、防災マップ、広報紙、パンフレット、現場の標識等により、土砂災害警戒区域等を公表し、市民、観光客等に対して、周知の徹底に努める。

(3) 土砂災害警戒区域における避難体制の整備

土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発表および伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

- 避難指示等の発令基準
- 土砂災害警戒区域等を踏まえ、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位
- 情報の収集および伝達体制
- 風水害時避難場所の開設
- 避難行動要支援者への支援
- ハザードマップ等の整備
- 防災意識の向上

■指定地区とハザードマップの整備状況

	指定地区(以下の地区の一部)	ハザードマップ
第1支会管内	勝沼 2～3 丁目、西分町 1～2 丁目、住江町、本町、仲町、上町、滝ノ上町、森下町、天ヶ瀬町、大柳町、裏宿町、日向和田 1～3 丁目	整備済
第2支会管内	駒木町 1～3 丁目、長淵 1～9 丁目、友田町 1～5 丁目、千ヶ瀬町 1～6 丁目	整備済
第3支会管内	木野下 1～2 丁目、塩船、大門 1 丁目、吹上、谷野	整備済
第4支会管内	畑中 1～3 丁目、和田町 1～2 丁目、梅郷 1～6 丁目、柚木町 1～3 丁目	整備済
第5支会管内	二俣尾 1～5 丁目、沢井 1～3 丁目、御岳本町、御岳 1～2 丁目、御岳山	整備済
第6支会管内	富岡 1～3 丁目、小曾木 1～5 丁目、黒沢 1～3 丁目	整備済
第7支会管内	成木 1～8 丁目	整備済
第8支会管内	東青梅 2・6 丁目、根ヶ布 1～2 丁目、師岡町 1 丁目	整備済
第9支会管内	指定対象地無し	—
第10支会管内	河辺町 1～3 丁目	整備済
第11支会管内	今井 1 丁目、藤橋 1 丁目	整備済

ハザードマップは、防災課、市民センターで配布のほか、市ホームページで公表している。

(4) 防災訓練の実施

市は、土砂災害の発生に備え、地域住民の避難および関係機関の連携を中心とした土砂災害対応訓練を実施し、地域住民の参加を促進する。

(5) 災害時要配慮者への配慮

土砂災害警戒区域内における社会福祉施設等災害時要配慮者関連施設の所在を調査し、危険箇所にある施設については、その施設の災害時要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。

(6) 土砂災害の前兆現象の早期発見

消防機関等と連携し、平時より土砂災害警戒区域の巡視・点検により、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。

4 風倒木の対策

台風などに伴う暴風による風倒木被害は、林木の根返り、幹折れ等森林の直接的な被害のほか、林地の崩壊を招き、土石流、流木の発生などにより下流地域に大きな被害をもたらし、また、樹勢衰弱に伴う病害虫の発生等の危険も増大する。そのため、都への治山事業の推進の要請やパトロールの実施などにより、風倒木対策に努める。

5 出火、延焼等の防止

風水害・その他災害についても、避難時の火元の確認等出火防止に対する細かい配慮が必要であり、これらに対する普及・啓発を実施していく。

また、被災後、やむを得ず避難をするため自宅等から離れるときは、ブレーカーの切断やガスの元栓の閉鎖を必ず行うように積極的に啓発し、ライフラインの復旧に伴う電気器具やガス器具からの出火を防止する。

6 農作物被害の防止**6-1 異常気象等への対応**

市は、気象庁発表の予報等により、異常気象や自然災害の発生のおそれがある場合、農業関係機関と連携し、農家に対して予防対策についての指導を行う。

6-2 技術指導の実施

市は、農作物への被害の軽減という観点から、農家経営の安定を図るため、農業関係機関と連携し、農家への技術指導を行う。

6-3 栽培品種の改善

市は、農作物の自然災害・干害・霜害・病害虫等による被害の防止を図るため、農業関係機関と連携し、干害・霜害・病害虫に強い品種、温室栽培、早期栽培等の普及を図る。

第2節 応急対策

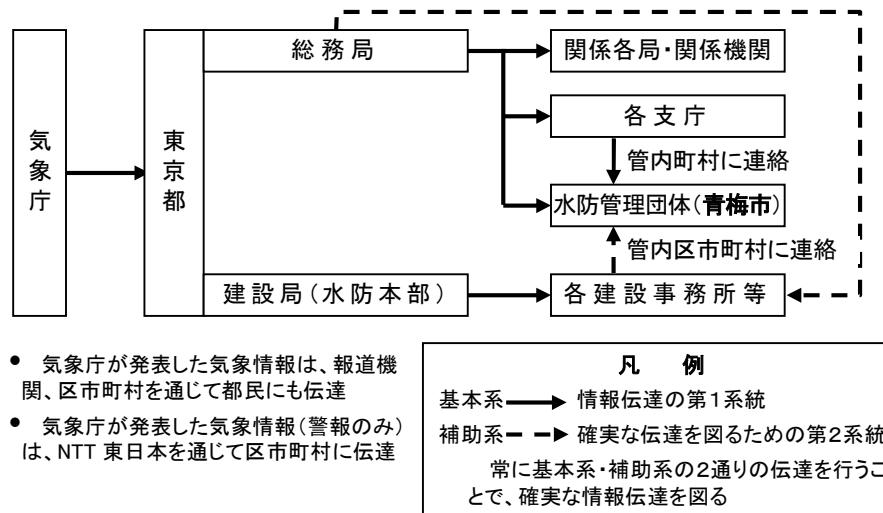
1 河川の応急対策

1-1 水防情報

各防災機関が水防活動を行うために、正確な情報を迅速・的確に把握することが必要である。水防活動に必要な気象情報、洪水予報、水防警報、観測通報について、その内容および伝達方法を定める。

(1) 気象情報および予警報等通信系統

① 気象情報の把握



- 気象庁が発表した気象情報は、報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達
- 気象庁が発表した気象情報(警報のみ)は、NTT 東日本を通じて区市町村に伝達

② 市雨量計

霞川および多摩川上流圏域浸水予想区域図で想定される浸水域については、水位監視システムや市内雨量観測所(雨量計)により、監視を行う。

関係機関と連携を図りながら、危険箇所の通行止めや避難準備の情報提供、水防活動の実施などの対策をとる。

なお、雨量計データは市ホームページ「気象情報」で随時公開している。

■青梅市雨量観測所

観測所名	所在地
青梅市役所	東青梅 1-11-1 (市役所)
御岳山	御岳山 114 (御岳山防災センター)
小曾木	小曾木 3-1656-1 (小曾木市民センター)
成木	成木 7-1176 (第7分団第3部2班詰所)
今井	今井 2-908-1 (今井市民センター)
梅郷	梅郷 3-749-1 (梅郷市民センター)
沢井	沢井 2-682 (沢井市民センター)

■気象庁観測所(アメダス)

観測所名	所在地
青梅	青梅市新町 6-7-1 (東京都農林総合研究センター青梅庁舎)

1-3 洪水予報河川(国管理河川)

国土交通省と気象庁とが共同で行う洪水予報で市に関係するものは、次のとおりである。
(水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)

■洪水予報を行う河川およびその範囲

河川名	区間	基準地点
多摩川	左岸：青梅市大柳町 1575 番地先から海まで 右岸：青梅市畑中 1 丁目 18 番地先から海まで	調布橋

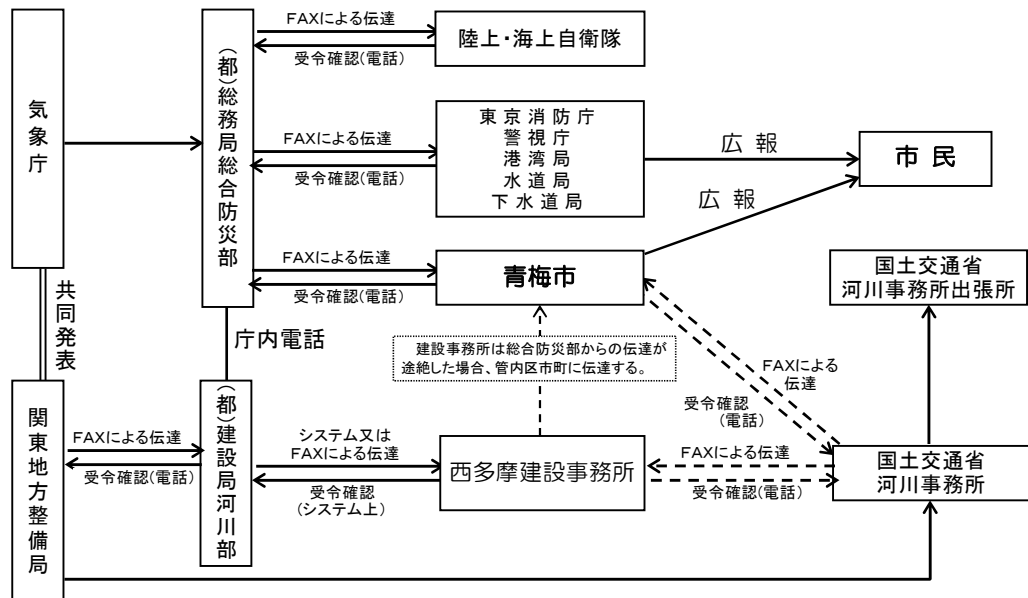
■洪水予報の種類と発表基準[多摩川]

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき

■洪水予報河川発表基準水位[多摩川]

所在地 (基準地点)	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫危 険 水位	計画高 水位	零点高
青梅市 長淵 (調布橋)	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	A.P. +148.50m
友田町1丁目浸水 想定区域適用水位	—	-0.3m 市独自数値	0.3m	0.7m	—	

■洪水予報伝達



1-4 水防警報河川

国土交通省および都は、洪水のおそれがあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体・消防機関に対して水防活動を行うための水位情報を提供する。

■水防警報河川(国管理)およびその範囲洪水予報を行う河川およびその範囲

河川名	水防警報区(担当:京浜河川管理事務所)	基準地点
多摩川	左岸:青梅市大柳町1575 番地先から福生市福生大字熊川南134番地先まで 右岸:青梅市畑中1丁目18 番地先からあきる野市小川東1丁目1番地先まで	調布橋

■種類、内容および基準

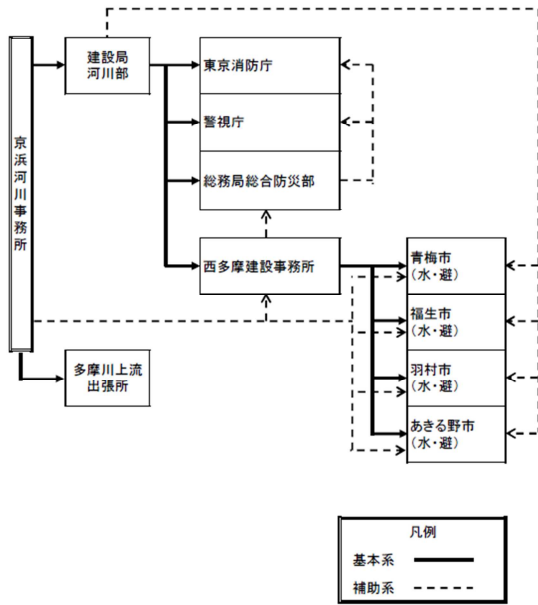
種類	内容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じてただちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信および輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位(指定水位)に達し氾濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報が発表されたり、すでに氾濫注意水位(警戒水位)を越えて災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨および当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下がったとき。氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合または津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

※ 発表基準水位は、洪水予報河川発表基準水位と同様。

	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)
基準地点:調布橋	0.20m	1.00m	1.20m
水防警報の目安	待機	出動	指示

■水防警報伝達系統図

●多摩川水防警報(調布橋)



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
京浜河川事務所災害対策室	772-591~594	772-550,551	045-503-4054	045-503-3174
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	昼 76311 夜	76301	03-3581-4321 内55541~4 内55151~3	03-3502-1450
総務局 総合防災部※2	昼 70227 夜	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1260 03-5388-1958
西多摩建設事務所	83011	83001	0428-22-7315	0428-22-7994
青梅市(水・避)※1	80411	80401	0428-22-1111 内2504	0428-22-3508
福生市 (水・避)	昼 81611 夜	81601	042-551-1638 042-551-1511	042-553-3339
羽村市(水・避)	82411	82401	042-555-1111 内207	042-554-2921
あきる野市(水・避)	82511	82501	042-558-1111 内2340~2	042-558-1115
多摩川上流出張所	772-6525	772-6540	042-552-0667	042-530-1386

1-5 東京都管理河川

東京都建設局(水防本部)は、常時、総務局、水防管理団体および関係機関等とオンラインにより情報連絡を行うものとする。

また、観測所および水防管理団体は、気象等の状況から水害の発生するおそれがあると認められた場合は積極的に情報の交換を行うとともに、株式会社河川情報センターからも情報を入手する等、常時適確な情報の把握に努めるものとする。

① 雨量観測

都設置雨量観測所(テレメータ)	所在地
青梅	東青梅 3-20-1 (東京都西多摩建設事務所)
梅郷	梅郷 3-749 (梅郷市民センター)
御岳山	御岳山 42 (御岳山ビジターセンター)
成木	成木 7-896 (成木川・大指橋下流)
小曾木	小曾木 4-2040 (黒沢川・青梅六中前)

② 水位観測

番号	河川名	都水位観測場所(テレメータ)	所在地
1	多摩川	万 年 橋	畑中 1-23
2	成木川	成 木 川	成木 1-298 (末成橋)
3	黒沢川	黒 沢 川	小曾木 4-2040 (市立六中前無名橋)
4	霞川	霞 川	今井 1-382 (大橋)
5	霞川	霞 川 調 節 池 上	今井 2-946-1 (下天神橋)
6	霞川	霞 川 調 節 池 下	今井 2-946-1 (道場橋)
7	霞川	霞 川 調 節 池	今井 2-946-1

情報は、東京都災害情報システム(DIS)により市に配信される。

③ 水防倉庫および資器材

資料編 2-10-1の3「応急対策用資器材」

青梅市内の水防倉庫および資器材は資料のとおりである。

市は、水防資器材の供給を要請する場合、電話で要請し、資材は水防倉庫から払い出しを受ける。なお、市は、後日文書をもって正式な依頼処理をする。

2 土砂災害等の危険箇所の応急対策

2-1 気象情報等の伝達

総務防災対策部は、都市整備対策部の調査をもとに、必要に応じて土砂災害警戒区域の住民等に対し、防災行政無線等を通じて、気象情報等を伝達する。

2-2 土砂災害警戒情報の活用

気象庁と都が共同発表する土砂災害警戒情報が青梅市に伝達されたときは、土砂災害警戒区域等の住民等に伝達するとともに、市が発令する避難指示等の判断等に活用する。

(1) 特徴および利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度を降雨にもとづいて判定し、発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

また、土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山林の崩壊、地すべり等については、発表対象とするものではないことに留意する。

(2) 発表および解除

発表および解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に都と気象庁が協議して行う。

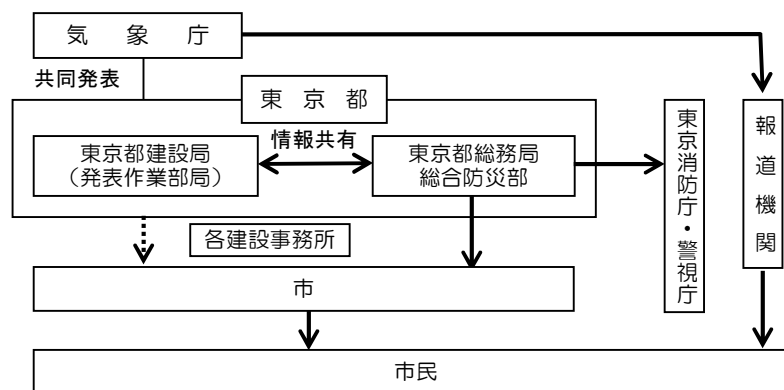
① 発表基準

- 大雨警報発表中に、降雨の実況値および数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が発表基準に達した場合
- より嚴重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要がある場合

② 解除基準

- 降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予測される場合
- 無降雨状態が長時間続いている場合

■土砂災害警戒情報伝達系統図



(3) 市の措置

市長は、土砂災害警戒情報の伝達を受けたときは、関係機関および住民その他関係のある団体に伝達する。

また、土砂災害警戒情報の発表により、警戒対象となった場合に、市長は土砂災害警報情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し避難指示等を発令する。

① 情報の収集・伝達

- ・ 市は、雨量情報、土砂災害警戒情報等の情報把握に努める。
- ・ 都市整備対策部および経済スポーツ対策部は、土砂災害警戒区域等を監視・警戒し、前兆現象等の把握に努める。
- ・ 土砂災害の前兆現象および発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、地域住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- ・ 市は、土砂災害の発生が予想される場合、地域住民およびライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、または警戒避難等の指示、伝達を行う。特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努める。
- ・ 市は、土砂災害警戒区域を含む自主防災組織会長や自治会長、災害時要配慮者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発表された場合、市で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をFAX、電話等により伝達する。
- ・ 市は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

② 避難誘導・風水害時避難場所開設

第9章第4節にもとづくものとする。

③ 二次災害の防止

市は、二次災害の発生に対処するため、都と連携し、次の事項に留意して必要な措置をとる。

- 1 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面および周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施。
- 2 安全が確認されるまで警戒区域周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、立入規制等の実施。
- 3 降雨継続時における崩壊危険箇所およびその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施。
- 4 市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲からただちに都へ連絡する。
- 5 市は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害警戒区域の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- 6 市は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要配慮者に配慮した伝達を行う。

第3節 復旧対策

第2部震災編 第3章「安全なまちづくりの実現」にもとづくものとする。

第4章 安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保

第1節 予防対策

第2部震災編 第4章「安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保」にもとづくものとし、その他、風水害対策として、以下の予防対策を推進する。

1 道路交通の安全対策

道路管理者は、大雨の際には道路が冠水し、事故の危険性も高まるため、排水対策に取り組む。また、自主防災組織・警察など関係機関と協力し、道路冠水時の通行止めや連絡体制を整備しており、今後も継続していく。

2 道路除雪体制整備

道路管理者は、降雪時における道路交通の安全を確保するため、あらかじめ稼働可能な資機材や労力の把握を行い、迅速かつ適切な除雪活動実施の体制を整備する。

第2節 応急対策

第2部震災編 第4章「安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保」にもとづくものとし、その他、風水害対策として、以下の予防対策を推進する。

1 交通規制

風水害時には、道路の冠水等により道路交通の渋滞や事故が発生し、物資の輸送や傷病者の搬送など、災害対策活動にも支障が生じる可能性があるため、防災関係機関が連携し、情報を共有し、交通規制による交通の安全化に努める。

1-1 警視庁による交通規制

(1) 交通情報の収集と交通統制

① 交通情報の収集

交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を都知事および市長に通報する。

② 迂回等混雑緩和の措置

隣接県に通じる国道その他の幹線道路については、隣接県警察署と連携を密にし、一般車両の迂回等混雑緩和の措置を講じて交通秩序の維持に努める。

(2) 警視庁の交通規制

広域的災害発生の場合には、都公安委員会の決定にもとづき必要な措置を実施する。

青梅警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地およびその周辺における交通の安全確保に努める。

(3) 車両検問

主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難または緊急物資、応急復旧用工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の車両の通行を禁止し、または制限して、災害の拡大防止および迅速な復旧の実行に努める。

(4) その他

交通の妨害となっている倒壊樹木、垂下電線等の除去および道路・橋梁の応急補強ならびに排水等について、関係機関に連絡し復旧の促進を図る。

1-2 道路管理者による交通規制

各道路管理者は、青梅警察署との密接な連携のもと、交通規制を実施する。

(1) 市の管理道路

都市整備対策部は、道路の破損や決壊等により交通が危険であると認められる場合、または被災道路の応急復旧等の措置をとる必要がある場合には、東京都西多摩建設事務所、青梅警察署に協議・連絡を行い、道路法にもとづく通行の禁止または制限を実施する。

(2) 国、都の管理道路

国および都の道路管理者は、関係機関相互の協議・連絡によって、道路の通行の禁止または制限を実施する。

(3) 緊急交通路の交通の確保

警視庁が指定する緊急交通路については、災害応急対策活動を推進する上で非常に重要であることから、必要な交通規制を行うこととされている。

(4) 交通規制の標識等の設置

各道路管理者は、車両の通行を禁止し、または制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めにもとづき、禁止または制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

(5) 青梅警察署との協議

各道路管理者は、青梅警察署と被災地域の実態、道路および交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を協議する。

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	大臣 都知事 市長	1 道路の破損、決壊その他の事由によって危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
警察	公安委員会	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急に必要があると認める場合	災害対策基本法 第76条
		1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため 2 交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
	警察官	1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合 2 道路の損壊、火災の発生、その他の事情によって道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

1-3 通行禁止区域等における措置命令

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官および消防吏員は、以下の必要な措置等を実施する。

実施責任者	範囲	根拠法
警察官	1 通行禁止区域内において緊急通行車両の通行妨害となる車両その他物件の移動等の措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わない場合、または相手が現場にいない場合は、移動等の措置をとり、やむを得ない限度において車両その他物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3
自衛官 消防吏員	警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両および消防用緊急通行車両の通行のため、同様の措置をとる。	

1-4 広報活動

(1) 報道機関への広報要請

都は、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して「運転者や一般家庭に向けた車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての報道を要請する。」としている。

市の管理する道路について交通規制を行う場合に、広域的な影響が想定されるものについては、都を通じて報道要請を行う。

(2) 広報車、防災行政無線等による広報

市民生活に大きな影響を与える道路の交通規制については、広報車、防災行政無線、メールおよびホームページ等により広報するほか、必要に応じて、風水害時避難場所等の掲示板に広報を行う。

(3) 運転者等に対する広報

青梅警察署は、交通規制の実施についてサインカー、パトカー、白バイ、広報車等により現場広報を行う。

2 大雪時道路対策

交通混乱や孤立発生など社会生活に混乱を来たす大雪に対し、迅速に対応し早期復旧を図る。

2-1 大雪時の除雪役割分担

道路管理者は、所管する道路の除雪を実施する。

市民および事業所等は、共助の精神に基づき、自宅付近の除雪を行うなど、通行の確保、孤立・閉じ込め状況の解消に努めるものとする。

2-2 外出行動の自粛

事故危険や交通障害の発生防止のため、市民に不要不急の外出の自粛を呼びかける。

第3節 復旧対策

第2部震災編 第4章「安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保」にもとづくものとする。

第5章 災害活動体制の充実

第1節 予防対策

第2部震災編 第5章「災害活動体制の充実」にもとづくものとし、その他、風水害対策として、以下の予防対策を推進する。

1 防災拠点の整備

本庁舎のみでなく、地区の防災拠点となる市民センターや風水害時避難場所、防災倉庫および関係機関等など、浸水や土砂災害の危険性を踏まえて、各種対策を推進する。

2 風水害の災害特性を踏まえた柔軟性のある災害対策体制の整備

風水害は地震災害と異なり、警報等により災害が発生する前からの対応が可能であるため、気象庁から発表される警報等の各種情報を活用し、状況に応じた災害体制の強化を図る。

3 訓練の実施

風水害の災害の発生に備え、住民の避難および関係機関の連携を中心とした土砂災害対応訓練を実施する。

実施日	土砂災害防止月間中（6月中）、その他の日のいずれか
参加機関	市・消防団・防災関係機関・自主防災組織・市民・協力団体等
訓練項目	土砂災害対応訓練 避難訓練・情報通信訓練・本部運営訓練・災害時要配慮者救助訓練 水防訓練（各種工法習得）

4 防災教育

市および防災関係機関は、職員・社員等に対し、平常時から市地域防災計画による各機関の防災体制および防災関係法令の運用等の指導を行う。また、風水害の災害特性や気象情報等に関する防災知識を習得させ、災害時における体制の確立に努める。

第2節 応急対策

1 市の災害応急活動体制

1-1 応急活動体制

(1) 体制設置基準

市は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合、被害の発生を最小限にとどめるため、気象情報および災害の発生状況等に応じて次の応急活動体制をとるものとする。

体制	本部名称	設置者・統括者	設置場所
準備体制	—	市民安全部長	—
第1号注意体制	災害対策連絡室	市民安全部長	防災課内
第2号警戒体制	災害対策本部	本部長（市長）	災害対策本部室
第3号特別警戒体制			
第4号非常配備体制			

準備体制については、気象情報の把握により、事前に災害発生の予測ができるため、以下の状況に応じ、市民安全部長の判断で設置する。

- ・ 青梅市に気象警報の発表が予測される場合
- ・ 台風の接近等が予想される場合
- ・ 災害の発生が予想され、市民安全部長が必要と認めたととき。

第1号～第4号体制の設置基準および活動内容等は、次項のとおりとする。

(2) 業務継続計画（風水害編）の発動等

① 発動

第4号非常配備体制が設置されたときは、自動的に発動するものとする。

また、気象警報等の発表等に合わせ第2号警戒体制や第3号特別警戒体制を設置したときは、計画実施に向けた準備を行うとともに、各体制の本部会議において協議し、必要性が認められたときに、発動するものとする。

② 解除等

本部長が全庁的な視点から判断を行い、これを踏まえ、各部課長等が、具体的な業務再開や緊急時優先業務の縮小を決定する。

なお、本部長は、災害発生のおそれがなくなった場合、または発生した災害応急対策が概ね終了し、非常配備体制等の災害時応急体制の必要がなくなった場合は、本計画を解除することができる。

体制	設置基準および活動内容等
準備体制： 気象警報の発表が予測される、または台風の接近等が予測される場合に市民安全部長の判断で体制設置する。気象情報の把握により、各課は事前に必要な対策をとる。	
災害対策連絡室（室長：市民安全部長 設置場所：防災課内）	
第1号注意体制： 気象情報等の収集およびその通報ならびに被害状況等を取りまとめ、連絡調整の万全を期する体制を整えるものとする。主として情報収集および連絡活動を行い、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。	
基準	<ul style="list-style-type: none"> 青梅市に大雨、洪水、暴風、大雪または暴風雪のいずれか気象警報が発表された場合 多摩川調布橋水位観測所等において、氾濫注意水位（警戒水位）に達しなお上昇を認める場合 台風の接近等により被害が予想される場合 その他災害が発生するおそれがあり、市民安全部長が必要と認めた場合
参集	市民安全部長、都市整備部長、環境部長、企画部長、各部の課長および災害対応指定職員 なお市民安全部長が必要と認めるときは、各部長および各部職員を招集する。【職員の5～10%程度】
災害対策本部（本部長：市長 設置場所：災害対策本部室）	
第2号警戒体制： 危険区域を巡視警戒し、被害情報収集、災害応急措置を実施するとともに、被害状況の取りまとめおよび発表・報告、その他所要の連絡調整にあたるものとする。また、状況によりさらに上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。	
基準	<ul style="list-style-type: none"> 青梅市に大雨、洪水、暴風、大雪または暴風雪のいずれか気象警報が発表され、被害が発生した場合 台風の接近等により被害が発生した場合 市内の雨量観測地点で時間降水量50ミリが観測された場合 土砂災害警戒情報または水防警報が発表された場合 局地豪雨、豪雪、火事、爆発その他重大な事故が発生した場合 その他市長が必要と認めた場合
参集	市長、副市長、教育長、全部課長、各部課別災害対応指定職員、消防団本部【職員の20～40%程度】
第3号特別警戒体制： 危険区域に対する巡視警戒の強化を図り、被害情報収集、連絡活動、災害予防および災害応急対策を実施する。事態の推移に伴い、速やかに第4号非常配備体制へ移行しうる体制とする。	
基準	<ul style="list-style-type: none"> 気象や河川の状況等により、相当規模の災害発生が予測される場合 避難指示が必要であると市長が判断した場合 市内で特別警報が発表された場合 市隣接市町村において、記録的短時間大雨情報（時間雨量100ミリ記録）が発表された場合 多摩川調布橋水位観測所等において、避難判断水位（特別警戒水位）を突破し、洪水が発生するおそれがある場合 積雪量から、多数の孤立者・脱出困難者の発生等が予測される場合 重大な事故等が発生し、市長が必要と認めた場合 その他市長が必要と認めた場合
参集	市長、副市長、教育長、全部課長、課別災害対応指定職員、消防団本部【職員の40～70%程度】
第4号非常配備体制： 全職員に動員をかけ、班ごとの災害応急対策をただちに実施する。	
基準	<ul style="list-style-type: none"> 多摩川調布橋水位観測所等において、氾濫危険水位（危険水位）を超え洪水が生じ、さらに50mm/時以上の降雨量が予想される場合 市内で災害救助法による救助の適用を必要とする災害が発生した場合 その他の災害（大規模火災、山火事、がけ崩れ等）が発生し、市長が必要と認めた場合
参集	指定動員職員は指定の庁舎等へ自動参集する。一般動員職員は勤務場所へ自動参集するが、勤務場所への参集が困難な場合は、最寄りの庁舎等に参集する。【全職員】

1-2 災害対策連絡室(第1号注意体制)

災害の発生が予想される場合は、第1号注意体制として災害対策連絡室を設置する。

各部における配備要員および員数は、各部課長があらかじめ定めるが、各部長は、状況により、その増減を判断し対応しなければならない。

なお、災害対策連絡室の運用については、第2部震災編第5章第4節の記載に準ずるものとする。

また、注意体制の原因となった気象予報が解除されるなど、予測した災害が発生するおそれが消滅したと認める場合、または発生した災害・応急対策が概ね完了したと認める場合は、市民安全部長は関係課と協議の上、体制を解除する。

1-3 災害対策本部(第2号警戒体制・第3号特別警戒体制・第4号非常配備体制)

気象状況等に応じて、災害予防および災害応急対策を実施するために、第2号警戒体制以上の体制が必要であると認める場合は、市災害対策本部条例、災害対策本部運営要綱にもとづき、災害対策本部を設置する。設置した場合は、その旨を公表するとともに、都および関係機関に連絡する。

なお、本部および各体制の運用については、第2部震災編第5章第4節の記載に準じるものとする。

1-4 集中豪雨等への対応

(1) 災害対策本部等の設置

集中豪雨等の突発的・局地的な自然災害では、災害の発生危険性および発生状況に即応して、迅速に災害対策連絡室～災害対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。

(2) 気象情報の早期収集

市は、発表される警報・注意報等の気象情報とともに、防災機関専用の電話回線(ホットライン)を積極的に活用し、避難指示等防災応急対応の判断の参考に利用する。

(3) 集中豪雨初動行動要領による活動

市は、都が集中豪雨時において、とるべき活動体制や他の機関との連携体制等をとりまとめた行動マニュアルである集中豪雨初動行動要領を参考に、初動行動マニュアル等の策定または見直しを行ない、初動態勢の強化を図る。

(4) 情報の共有

市は、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区市町村と連携し、必要な情報(避難指示の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など)の共有を図る。

これにより、集中豪雨などに際しても、区市町村では避難指示を遅滞なく出すことが可能となる。

(5) 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有

市は、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻注意情報が発表された場合は、市民への注意および適切な避難行動を呼び掛ける。

2 水防活動計画

2-1 水防活動

洪水等の浸水被害の発生または発生のおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、各水防機関は相互の連絡を密にし、水防活動を行う必要がある。

市は、関係機関と連携し、水防管理団体として市の行政区域における水防を十分果たさなければならない。

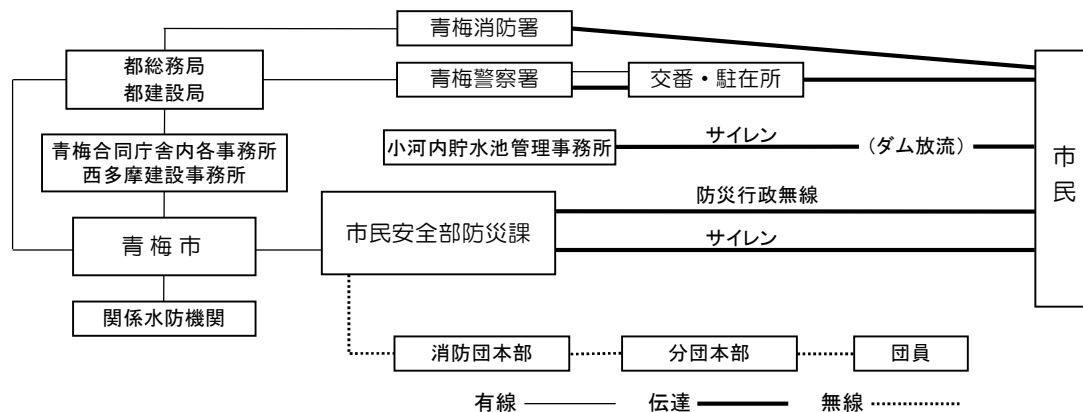
■ 応急活動の流れ

		発災(災害の発生)				
		事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
青梅市	○ 気象情報、推移情報等の収集・伝達					→
	○ 警報等の受信、伝達					→
	○ 水防活動開始					
	○ 事前準備(避難準備)					→
	○ 避難指示					
	○ 災害派遣要請					
	○ 広域応援要請					

(1) 活動の方針

水防管理者(市長)は、台風・豪雨時等に水災が発生またはそのおそれがある場合、防災関係機関に要請し、密接な連携の下に水防活動を実施して、水災の被害の軽減に努める。また、青梅消防署は、その判断により防災関係機関と密接な連携のもとに水防活動を実施して、水災の被害の軽減に努める。

(2) 水防に関する通信連絡系統



(3) 市の水防活動

気象状況等により、市内に水災が発生した場合または発生するおそれがある場合は、応急活動体制に定める活動体制により水防に当たるものとする。

市は、出水期前に河川等の巡視を行い、都の最新の水防計画等による水防上危険であると認められる箇所がある場合は、その管理者に連絡して必要な措置を求める。また、気象状況等により洪水のおそれがある場合は、ただちに事態に即応した配備体制をとるとともに、概ね次の水防活動を行う。

- 1 気象状況および水位に応じて河川管理者、消防機関と緊密な連絡のもとに河川の監視警戒を行い、異常を発見した場合はただちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置をとる。
- 2 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- 3 水防作業に必要な資器材の調達を行う。
- 4 次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請する。
 - (1) 水防警報により、出動または指示の警告があった場合
 - (2) 水位が警戒水位に達し、危険のおそれがある場合
 - (3) その他水防上必要と認めた場合
- 5 水防のためやむを得ない必要がある場合は、その区域内に居住する者、または現場にいる者を作業に従事させることができる。
- 6 堤防その他の施設が決壊またはこれに準ずる事態が発生した場合は、ただちに関係機関に通知する。また、決壊した場合は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- 7 洪水による著しい危険が切迫している場合は、必要と認める区域の居住者に対し、立退、またはその準備を指示することができる。この場合、遅滞なく青梅警察署長に、その旨を通知しなければならない。
- 8 水防のため必要があると認める場合は、現場の秩序あるいは保全維持のため青梅警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。
- 9 水防のため緊急の必要がある場合は、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。
- 10 水防のため緊急の必要がある場合は、都知事に対し自衛隊の派遣を要請することができる。

2-2 各防災機関の体制

(1) 青梅消防署

① 被害の発生および拡大の防止

内水氾濫および溢水等により水災が発生またはそのおそれがある場合、水防管理者に通報し、市内関係機関との連携の下に被害の発生および被害拡大の防止を図る。

② 水防上危険箇所の把握

水防上の危険な場所および崖崩れ、浸水等の被害予想地域等を関係機関と実査し、水防管理者および関係機関と協議しておく。

③ 情報収集

ア 市およびその他関係機関と連携を図り、水防施設物等の状況把握をする。

イ 市(消防団)および自治会等の組織からの情報把握に努める。

ウ 気象情報にもとづき、指定された危険箇所を消防隊が出向して監視警戒を実施する。

④ 水防活動要領

ア 水防活動の実施

(1) 水防管理者の要請または、情報収集活動等の状況により必要と認めた場合には、水防部隊を出場させ水防活動を実施する。

(2) 青梅第1小隊が、水防切替小隊として、水防事象に出場する。

イ 火災、救助、救急活動

水災に伴う、火災、救助、救急等の災害発生時、所定の計画にもとづき、部隊運用で現場活動を実施する。

ウ 関係機関との連携協力

水防活動に当たっては、水防管理者および河川管理者等関係機関と連携協力し、効率的に実施する。

エ 資器材の収用

水防活動のため必要と認めた場合は、水防管理者に対し所要の資器材の調達、輸送等の措置を要請し、現場活動の万全を図る。

ただし、緊急の場合は、水防法第28条第1項にもとづく消防機関の長の権限をもって収用する。

オ 警戒区域の設定

人命危険の防止または水防活動の円滑を図るため、消防署員は、水防法第21条第1項により水防関係者以外の者の立入禁止もしくは、立入制限等の措置を行う。

カ 報告体制

災害の発生状況、消防活動状況等について情報収集し、関係機関と情報交換を図る。

キ 広報・広聴活動

(1) 住民に対し、災害の発生状況、水防活動状況等の広報を実施する。

(2) 災害の規模に応じて、消防庁舎等に消防相談所を開設し、各種相談説明案内を実施する。

(3) 市民からの電子メール等による問合せに対応する。

(2) 青梅市消防団

① 消防団の水防区域

消防団が行う水防区域は青梅市全域とし、特別の指示のない限り各分団が行う水防の区域は分団管轄区域内とする。

② 監視および警戒

分団長は、気象状況等により、分団管轄区域内に水防上危険であると認められる場所がある場合は、所属する団員に監視・警戒を実施させ、状況等に応じた措置を講じるものとする。

③ 通報

団員は、水災が発生したまたはそのおそれがあると認められる異常な現象を発見した場合は、水防管理者(連絡先:市民安全部防災課)および青梅消防署長(青梅消防署警防課)に通報しなければならない。

④ 出動の指示

ア 団長

水災が発生したまたはそのおそれがあると認められる場合は、水防管理者および青梅消防署長と協議し、必要な分団長に出動を命令する。

イ 分団長

気象状況等により分団区域内に被害が発生したまたはそのおそれがあると認められる場合は、その被害の規模に応じた団員を出動させることができる。この場合において、分団長は、速やかに出動した場所および出動団員数を団本部に報告しなければならない。

なお、この場合、団本部は速やかに、水防管理者および青梅消防署長に通報する。

⑤ 有線途絶の場合の連絡

有線施設が災害のため被災し、その機能を失った場合は、消防団無線、災害情報システムおよび防災行政無線の活用とともに、必要に応じて連絡員および連絡者(伝令)を派遣して連絡等を保つものとする。

⑥ 広報活動の協力

市の要請により、団本部の指示で消防車を使用して各種広報活動を実施するものとする。

⑦ 消防団出動基準

水災現場活動は、次の基準により実施するものとする。

待機	団員は、自宅に待機し、必要に応じてただちに出動できる体制
準備	参集し、情報収集および水防資器材の整備点検等を実施し出動に備える
出動	消防団員が被害現場に出動し活動する体制
解除	水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防体制の終了

⑧ 出動の要領

各分団長は、次の場合に、被害の規模に応じ、団員を出動させるものとする。また、出動ごとに出勤場所および出動団員数を団本部に報告する。

なお、対応人員が不足する場合は、団本部に通報し、応援を要請する。

- 団本部から出動命令があった場合
- 気象状況等により分団区域内に被害が発生したまたはそのおそれが認められた場合

⑨ 水防作業報告

分団において水防作業を実施した場合は、その経過および結果を随時団本部に報告する。

(3) 青梅警察署**① 警察官の出動**

水防管理者から、水防法22条により、警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等基礎的警備活動に支障のない限り、警備部隊を応援出動させる。

なお、要請がない場合においても、事態が急を要すると認められる場合は、青梅警察署長の判断で、積極的に出動するものとする。

② 警戒区域の設定

水防現場においては、水防管理者および青梅消防署等と綿密に連絡調整し、水防活動に協力する。また、水防上必要と判断される場合で、消防団長、消防団員もしくは消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入制限および禁止または立退き等必要な措置を実施し、水防活動が迅速に行われるよう努める。

③ 優先通行等

水防機関および消防機関等で、水防現場に向かうものの通行については、優先通行等の便宜を与え、水防活動が迅速に行われるよう努める。

④ 被災者等に対する救助業務

被災者等に対する救助業務について、災害初期には、可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて警察通常業務に移行する。

2-3 都(西多摩建設事務所)の体制

(1) 水防の責任

都は、気象状況等により洪水等のおそれがある場合は、その管内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように情報を連絡し、資器材および技術的な援助を与える等その調整を図るものとする(都水防計画)。

(2) 水防体制および業務内容

水防本部(建設局長)

西多摩建設事務所

所長、副所長

総括指揮

庶務班	ア 各班との連絡調整に関すること。 イ 水防資器材の購入および受払、労力、車両等の調達、輸送に関すること。 ウ 食糧の調達および仮眠等の設営に関すること。 エ 他の班に属さないこと。
情報連絡班	ア 水防管理団体および関係機関との情報に関すること。(内水を含む) イ 雨量、水位、流量等の観測と関係機関への通報、および資料の収集、整理に関すること。 ウ 土砂災害警戒情報の収集・整理に関すること。 エ 気象、水象、土砂災害警戒情報の情報連絡に関すること。 オ 公共土木施設の被害状況調査および資料収集に関すること。 カ かけ崩れの被害状況調査および資料収集に関すること。 キ 無線の操作およびファクシミリの運用に関すること。 ク 水防資器材の配分および輸送計画に関すること。
技術班	ア 水防活動または、被災もしくは被災のおそれのある公共土木施設の応急対策についての技術支援、および指導に関すること。 イ 水防実施状況の調査、および報告に関すること。 ウ 所管工事現場等の警戒巡視および施設操作等の指示に関すること。
工務班	ア 管内の占有工事現場および危険箇所の警戒巡視をし、道路班との調整に関すること。 イ 事前通行規制をする必要が生じた場合における関係機関との協議に関すること。 ウ 通行止めまたは制限した場合における関係機関への通報連絡に関すること。
道路班	ア 都道および周遊道路等の危険箇所の調査に関すること。 イ 道路の被災現場の情報の収集および緊急に通行止めまたは制限した場合の情報を工務班、情報連絡班への通報に関すること。 ウ 危険が予測される現場および被災現場の応急対策を通知すること。 ※通行規制の詳細については「異常気象における道路通行規制実施要領」によるものとする。
協力班	ア 他の班の活動に協力し、情報の収集、被災のおそれのある現場と工区、工区と情報連絡班への通報に関すること。 イ 他の班の応援活動に関すること。
工区班	ア 所管工事現場等および危険箇所の警戒巡視に関すること。 イ 公共土木施設の被害状況を調査し情報連絡班への通報連絡に関すること。 ウ 道路の通行等に危険と判断される場合には、道路班に連絡し、通行止、または制限その他措置について指示を受け、対策を行うこと。 エ 水防活動または、被災もしくは被災のおそれのある公共土木施設の応急対策についての技術支援および指導に関すること。 オ かけ崩れの被害状況調査に関すること

4 災害発生時の対応

4-1 溢水時の処置

(1) 溢水時の通報およびその後の措置

河川が溢水する事態、またはこれに準ずべき事態が発生した場合は、本部長または青梅警察署長および青梅消防署長はただちに関係者に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。

溢水後といえども、本部長および青梅消防署長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(2) 避難立ち退き

① 避難の指示

溢水により著しい危険が切迫していると認められた場合は、市長(水防管理者)または都知事およびその命を受けた都職員は、必要と認める区域の居住者に対し、防災行政無線、青梅市メール配信サービス、Lアラート連携により各メディアから配信される情報、ラジオ、信号、その他の方法により立ち退きまたはその準備を指示する。この場合、遅滞なく青梅警察署長にその旨を通知する。

② 立ち退き

立ち退きまたはその準備を指示された区域の居住者の避難については、警察が、水防管理者と協力して誘導する。また、水防管理者は、青梅警察署長および青梅消防署長と協議の上、あらかじめ立退先および経路等につき、必要な措置を講じておく。

(3) 水防資器材

水防用資器材の備蓄場所および数量は、資料2-10-1の3「応急対策用資器材」のとおりである。

(4) 水防実施報告

各対策部長は、水防終了後2日以内に「水防実施報告書」(様式5-1)により水防実施箇所ごとに取りまとめ、総務防災対策部長に報告する。

公共土木施設に関する被害が生じた場合は、都市整備対策部長は、被害発生後6日以内に「公共土木施設被害状況報告書」(様式5-2)により総務防災対策部長に報告する。

水防管理者は、水防終了後3日以内に、また被害発生後7日以内に都知事(建設局河川部)に報告する。また、情報は逐次更新し、報告する。

(5) 被害の速報

水防管理者は、被害の概要について「浸水被害速報調書」(様式5-3)、「公共土木施設被害速報調書」(様式5-4)により、速やかに西多摩建設事務所工事第二課へ報告する。

4-2 費用および公用負担

(1) 費用負担

市は、市内の水防に要する費用を負担するものとする。

応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額および支払い方法は当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。

(2) 公用負担

① 公用負担権限

水防法第28条の規定により、水防のための緊急の必要がある場合、水防管理者または消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- | | |
|---|--------------------------|
| ア | 必要な土地の一時使用 |
| イ | 土石、竹木、その他の資材の使用、もしくは収用 |
| ウ | 車両、その他の運搬用機器もしくは排水用機器を使用 |
| エ | 工作物、その他の障害物の処分 |

② 公用負担権限証明書

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使する場合、水防管理者または青梅消防署長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの権限の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合はこれを掲示しなければならない。

公用負担権限委任証明書	
第 号	身分 氏 名
上記の者に青梅市区域における水防法第28条第1項の権限の行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	
青梅市水防管理者 (または青梅消防署長) 氏 名 印	

③ 公用負担命令票

水防法第21条の規定により、公用負担の権限を行使する場合は、次の公用負担命令票を作成し、その1通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずべき者に交付する。

ただし、現場の事情により、公用負担命令票を作成する暇がない場合は、事後においてただちに処理するものとする。

第 号				
公 用 負 担 命 令 書				
住 所				
負担者氏名				
物件	数量	負担内容（使用、収用、処分等）	期間	適用
水防法第21条の規定により上記物件を収用（使用または処分）する。				
年 月 日				
青梅市水防管理者 氏 名 印				
事務取扱者 氏 名 印				

④ 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、市は、時価によりその損失を補償する。

第6章 災害情報収集伝達体制の整備

第1節 予防対策

第2部震災編 第6章「災害情報収集伝達体制の整備」にもとづくものとし、その他、風水害対策として、以下の予防対策を推進する。

1 市民等への情報提供体制の整備

市では、防災行政無線の難聴地区に対応するため、放送内容を聞き直せる電話応答サービスを実施している。

集中豪雨などの大雨時には、通常よりも放送が聞き取りにくくなるため、洪水予報や土砂災害情報などが危険地域に確実に伝達されるよう、市メール配信サービスやホームページ（気象情報）、Lアラート（公共情報 commons）によるマスコミ公開等情報伝達手段の充実を図る。

2 要配慮者利用施設への情報伝達体制の充実

洪水情報や土砂災害情報等が迅速かつ確実に伝達されるように、情報伝達手段およびルート
の充実を図る。

第2節 応急対策

1 気象情報

防災気象情報については、東京都災害情報システム、気象庁の防災情報提供システムなどを活用して避難指示等の判断材料とする。

気象庁が発表する注意報・警報等の対象地域、種類および発表基準は、次のとおりである。

■注意報・警報等の種類および発表基準 青梅市

(平成29年7月7日現在)

種 類		発 表 基 準		
警 報	大 雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 25	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 166	
	洪 水		流域雨量指数基準	霞側流域=7.9、黒沢川流域=6.6
			//	成木川流域=13.8、北小曾木川流域=5.3
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	多摩川 [調布橋]
	暴 風	平均風速	25m/s	
	暴 風 雪	平均風速	25m/s 雪を伴う	
大 雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 20 cm		
注 意 報	大 雨		表面雨量指数基準 12	
			土壌雨量指数基準 117	
	洪 水		流域雨量指数基準	霞側流域=6.3、黒沢川流域=5.2
			//	成木川流域=11、北小曾木川流域=4.2
			複合基準※1	多摩川流域=(7、33.8)、霞側流域=(5、4.4)、黒沢川流域=(5、3.2) 成木川流域=(5、11)、北小曾木川流域=(5、4.2)
			指定河川洪水予報による基準	多摩川 [調布橋]
	強 風	平均風速	13m/s	
	風 雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大 雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm	
	雷	落雷等で被害が予想される場合		
	融 雪			
	濃 霧	視程	100m	
	乾 燥	最小湿度 25%で実効湿度 50%		
	な だ れ			
	低 温	夏期(平均気温): 平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬期(最低気温): -7℃以下、多摩西部は-9℃以下		
霜	4月10日~5月15日 最低気温2℃以下			
着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃~2℃の時			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100 mm	

※1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

■特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予測され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予測される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予測される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

■大雨・洪水警報、注意報基準の新しい指標

気象庁は、雨による災害発生危険度の高まりを評価する技術（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）を活用して、大雨・洪水警報および大雨特別警報を改善するとともに、「大雨警報（浸水害）」および「洪水警報」の危険度分布の提供を平成29年度から開始した。

2 連絡体制、情報の伝達

第2部震災編 第6章「災害情報収集伝達体制の整備」にもとづくものとする。

第7章 医療救護対策

第1節 予防対策

第2部震災編 第7章「医療救護対策」にもとづくものとする。

第2節 応急対策

第2部震災編 第7章「医療救護対策」にもとづくものとする。

第3節 復旧対策

第2部震災編 第7章「医療救護対策」にもとづくものとする。

第8章 帰宅困難者対策

第1節 予防対策

第2部震災編 第8章「帰宅困難者対策」にもとづくものとする。

第2節 応急対策

第2部震災編 第8章「帰宅困難者対策」にもとづくものとする。

第3節 復旧対策

第2部震災編 第8章「帰宅困難者対策」にもとづくものとする。

第9章 避難者対策

第1節 予防対策

第2部震災編 第9章「避難者対策」にもとづくものとし、その他、風水害対策として、以下の予防対策を推進する。

また、土砂災害対策については、第3部風水害編 第3章「安全なまちづくりの実現」にもとづくものとする。

1 風水害時用の避難場所等の選定

風水害時に利用できる指定緊急避難場所について調査するとともに、風水害に備えた施設・設備の整備を行う。

(1) 風水害時避難場所の指定および住民への周知

市は、土砂災害や浸水害などの風水害時の危険から安全を確保するために、避難指示を発令した際に、必要に応じて開設する避難場所として適切な屋内施設を、風水害時避難場所として指定緊急避難場所に指定する。

住民に対し、市民防災ハンドブック、ハザードマップ、広報紙、ホームページ等により周知する。また、指定した風水害時避難場所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡し、東京都災害情報システム（DIS）への入力により、都に報告する。

(2) 避難所の指定基準

被災者が一定期間滞在する施設として、安全性が確保された施設を指定避難所として指定する。

避難所の指定基準は、概ね次のとおりとする。

- 避難所は、原則として、自治会または学区を単位として指定する。
- 避難所は、浸水、土砂災害に備えた公共建物等（学校、市民センター等）を利用する。
- 避難所に受け入れる被災者数は、概ね居室3.3㎡当たり2人とする。ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にするとともに、避難所が過密にならないように努めるものとする。

(3) 安全性の確保

避難所に指定した建物については、安全性を確認・確保するとともに、被災者のプライバシーの確保や、災害対策基本法にもとづき生活環境を良好に保つよう努める。

(4) 避難所機能の強化

市は、避難所に、食料の備蓄や必要な資器材等の整備を進める。

2 避難指示等発令基準の整備

「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改定・内閣府防災担当）にもとづき、避難すべき区域および判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。

第2節 応急対策

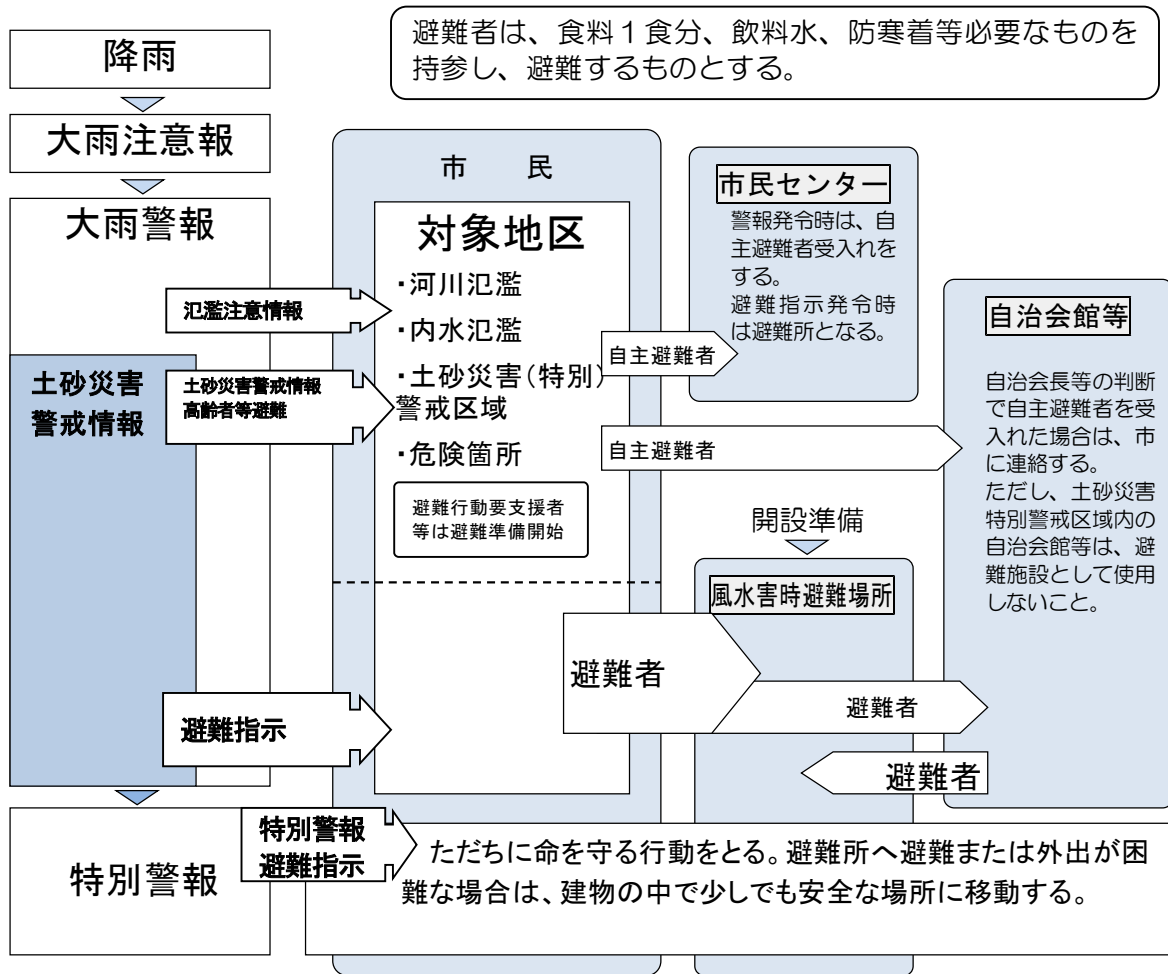
1 避難指示、誘導

1-1 避難指示

(1) 避難行動等のフロー

市民は、テレビ、ラジオ、インターネット等により、気象情報に注意する。

市は、気象情報および避難行動について、防災行政無線、市メール配信サービス、市ホームページ、広報車等により適宜市民に情報を提供する。



(2) 避難指示

避難のための立ち退きの指示および立退先の指示は、次の者が行うものとする。

なお、市長は、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、または退去を命ずる。判断の基準については下記のとおりとするが、市長は、災害対策基本法第62条の2項にもとづき、国（地方気象台等）または都知事に助言を求め、判断の参考とする。

また、区域内において危険が切迫した場合には、市長は青梅消防署長および青梅警察署長に連絡の上、要避難地域および避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都本部に報告する。

■避難指示の区分

種別	指示を行う種類	勧告・指示者	根拠法規
災害 全般	住民の生命および身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認める場合は、避難のための立退きを指示する。	市長	災害対策基本法 第60条
	災害の発生により、市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合は、避難のための立退きの指示に関する措置の全部または一部を市長に代わって実施する。	都知事	災害対策基本法 第60条
	市長が避難の指示をできないと認められる場合または市長から要求があった場合は、避難のための立退きを指示する。	警察官	災害対策基本法 第61条
災害 全般	人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要する場合は、避難等の措置を講じる。	警察官	災害対策基本法 第60条
	警察官がその場にはいない場合に限り、避難等の措置を講じる。	災害派遣を命じられた部隊の自衛官	警察官職務執行法 第4条
洪水	洪水によって著しい危険が切迫していると認められる場合は、避難のための立退きを指示する。	都知事、その命を受けた都の職員または水防管理者	水防法第29条
火災	火災の現場において、消防警戒区域を設定した場合、その区域からの退去を命ずる又は出入を禁止もしくは制限する。	消防署長	消防法第28条

(3) 避難指示等の基準

■避難指示等の一覧

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者は計画された風水害時避難場所または危険区域外への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示 (警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された風水害時避難場所または危険区域外への避難行動を開始 避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了 未だ避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(4) 避難指示の方法

避難指示は、次の内容を明らかにして行う。また、避難の必要がなくなった場合は、その旨を公示する。

- ① 避難対象地域（町丁名、施設名等）
- ② 避難の理由（避難要因となった危険要素とその場所）
- ③ 避難先（安全な方向、風水害時避難場所の名称等）
- ④ その他避難行動時の注意事項（携行品、災害時要配慮者への支援呼びかけ等）

① 避難指示

実施基準	ア 大地震が発生し、避難の必要が生じた場合 イ 火災が拡大するおそれがある場合 ウ 爆発のおそれがある場合 エ 崖崩れ等による危険が切迫している場合 オ 河川堤防が被災し、洪水のおそれがある場合 カ その他市民の生命または身体を災害から保護するため必要と認められる場合 キ 避難指示発令時より状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合 ク 災害が発生した現場に残留者がいる場合	
	防災気象情報	ア 土砂災害警戒情報の発表 イ 警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪）の発表
	前兆現象	河川水位の上昇・溪流内の転石の音・流水の濁り・小石がパラパラ落ちる・斜面の湧水、表面流の発生・土臭いにおい・木が折れるような音などの土砂災害の前兆現象が見られる場合。
伝達内容	ア 発令者 イ 避難対象地域 ウ 避難先 エ 避難経路 オ 避難理由 カ 避難時の注意事項等	

② 避難指示の伝達方法

市民に対する避難指示の伝達は、市防災行政無線、緊急速報メール、広報車等によるほか、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、戸別に伝達を行う。

(5) 避難指示の通知

市長（総務防災対策部）は、避難指示を行った場合、速やかに都知事および関係機関へ通知する。また、解除する場合も同様とする。

- ① 発令者
- ② 発令の理由および日時
- ③ 避難対象地域
- ④ 開設した風水害時避難場所
- ⑤ そのほか必要な事項

なお、市長以外が避難の指示を行った場合は、ただちに市長に報告し、市長は上記に準じて都知事および関係機関へ通知する。

(6) 警戒区域の設定

市長は、災害対策基本法第63条にもとづき、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、市民等の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限もしくは禁止または当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は市長または市長の委任を受けて、市長の職権を行う市職員が現場にいないときもしくはこれらから要請があったときは、同様の職権を行うことができる。

また、自衛官は市職員および警察官がその場にいない場合に限りにおいて、警戒区域の設定ならびにそれにもとづく立入り制限・禁止および退去命令の措置をとることができる。ただし、当該措置を実施したときはただちにその旨を市長に通知しなければならない。

1-2 避難誘導

(1) 避難誘導體制の確立

① 避難方式

大雨警報や土砂災害警戒情報の発表により、土砂災害警戒区域の住民に対し、避難の指示が出された場合、自主防災組織や消防署および警察署の協力を得て、あらかじめ指定してある風水害時避難場所または土砂災害警戒区域外の自治会館等に避難する。

ただし、危険が切迫している状況では、2階へ移動する等屋内安全確保をはかる。

② 事前避難(自主避難)

風水害の発生により、家屋等の浸水または土砂災害の発生に伴う家屋の損壊の危険を認識した場合、または、市民が自らの身が危険な状況であると認識した場合は事前に自主的に避難するものとする。また、避難の基準としては、「1-1 避難指示(3)避難指示の基準」を参考にするものとする。

ア 避難方法

避難に当たっては各自非常持ち出し用品を持参するものとする。

なお、近所等の安全な場所に避難することを第一とするが、困難な場合は市に連絡し、市民センター等に避難する。

イ 避難状況等の連絡

自主避難を実施した市民は、避難世帯および人数、避難先等を市または警察署・消防署に知らせる。

なお、災害時要配慮者等の自主避難を行う場合は、消防団員、自主防災組織の協力を要請する。

ウ 風水害時避難場所の開設準備

自主避難が開始された当該地区については、自主避難者数の増加や避難指示の発令等災害情報の収集を心がけ、風水害時避難場所の開設準備を進める。

エ 市民センターでの受入れ

気象警報発表時には、市民センターは開館時間の場合は原則として自主避難者の受入れを行う。ただし、青梅地区、成木地区は状況に応じて各市民センターでは無く、市が別に指定する施設とするものとする。

(2) 風水害時避難場所および避難所の運用

運用は、原則として市が行う。

(3) 避難誘導

一時集合場所（自治会館等）から風水害時避難場所への避難誘導は、各自治会、自主防災組織等が行うものとし、次の事項に留意して行う。

- ① 市長は、各自治会、自主防災組織等から避難誘導を要請された場合は、消防団・青梅警察署等の協力を得て、避難誘導を行う。
- ② 避難誘導に当たっては、市民防災ハンドブックやハザードマップ等により風水害時避難場所の位置を確認し、道路の被災状況に応じかつ危険箇所を避け、安全の確保を第一に誘導する。
- ③ 災害時要配慮者の本人確認および避難誘導に当たっては、特に家族と同居している人であっても、昼間家族が就労等で不在となり自力で避難できない場合を想定し、自治会長・民生児童委員の協力を得て行う。
- ④ 学校、幼稚園、保育所、病院、事業所等多数の人が集まる場所においては、原則として施設の施設管理者等が避難誘導を実施する。

(4) 避難誘導の責任者

- ① 誘導責任者は、市職員、消防団員および警察官とする。
- ② 誘導員は、当該地区の消防団員および自主防災組織会員とする。
- ③ 市職員等を、風水害時避難場所および危険区域に配置する。

(5) 避難誘導の留意事項

① 優先して避難させるべき者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者、妊産婦、難病患者、傷病者、子ども、乳幼児、外国人等の災害時要配慮者 ・ 先に災害が発生すると認められる地区内の居住者
② 誘導時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導経路は、できる限り、危険な橋・堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 ・ 危険地点には、標示・縄張りを行う。 ・ 土砂災害地、道路陥没箇所および浸水地は避ける。 ・ 誘導中は、転倒、ケガ、感電等の事故防止に努める。
③ 避難者への周知徹底事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸締り、火気、通電の始末を完全に行う。 ・ 携帯品は、必要最小限のものにする。（食料・飲料水は1食分、チリ紙、タオル、着替え、医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等） ・ 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。

(6) 災害時要配慮者に関する支援

高齢者・障害者・難病患者・妊産婦・乳幼児等の災害時要配慮者の安全確保については、市の防災担当部門と福祉担当部門と東京消防庁が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実などに努める。

(7) 要配慮者利用施設に対する計画

水防法および土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設に対し、「避難確保計画の作成」および「避難訓練の実施・報告」が義務付けられた。

資料編 2-9-2 「浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」

2 風水害時避難場所および避難所の開設と運営

災害により被害があった場合の「避難所」については、第2部震災編 第9章「避難者対策」にもとづくものとする。

風水害時避難場所は、一時的に避難する場所とする。

2-1 風水害時避難場所の開設

(1) 風水害時避難場所開設の準備

自主避難が開始された当該地区の風水害時避難場所施設管理者は、自主避難者数の増加や高齢者等避難、避難指示の発令等災害情報の収集を心がけ、風水害時避難場所の開設準備を進める。

開設基準は次のとおりとする。

① 勤務時間内

被害の状況を判断した上で、開設する風水害時避難場所を定め、開設する。

② 勤務時間外

風水害等による大規模な災害により、災害救助法による救助が実施された場合は、全ての風水害時避難場所を開設するものとし、指定動員職員の派遣および避難所運営班を編成し、施設管理者との連絡調整によりただちに風水害時避難場所の開錠および避難所の開設を行う。

避難指示が出た場合は、開設指示のあった風水害時避難場の指定動員職員は、情報の収集等を行うとともに、風水害時避難場所の施設の開錠および開設を行う。

- 緊急を要する自主的な避難があった場合
- 土砂災害警戒区域や浸水予想区域等の住民の避難が必要と認め、避難指示が発令された場合

(2) 避難所開設の検討

ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(3) 避難所の確保

避難所の不足が見込まれる場合は、設置者である市は、学校以外にも多様な手段で確保に努める。

また、災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(4) 避難所の受入れ

被災者の受入れは、可能な限り自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成した上で、受け入れる。

避難所開設・運営担当者は、施設の責任者等と協議し、指定の避難スペースに避難者を受け入れる。また、受入れにおいては、できるだけ地区ごとの区割り設定を行うとともに、災害時要配慮者に配慮する。

■避難収容の対象者

- 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- 避難指示が出された場合等によって緊急避難の必要がある者
- その他、市長が必要と認める者

(5) 避難所の開設期間

避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む。)を受ける。

(6) 管理責任者の設置

避難所を開設した場合は、管理責任者を置くとともに、防災担当責任者を置き、「避難所の防災安全対策」に努める。

管理責任者は、管理運営に際して、女性や災害時要配慮者の視点に配慮する。

(7) 避難所開設の通知

避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数および開設予定期間等を速やかに、都福祉保健局および青梅警察署、青梅消防署等関係機関に報告する。

都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム(DIS)への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。

主な報告事項は次のとおり。

- 避難所開設の日時および場所
- 箇所数および収容人員
- 開設予定期間

第10章 備蓄・供給・輸送対策

第1節 予防対策

第2部震災編 第10章「備蓄・供給・輸送対策」にもとづくものとする。

第2節 応急対策

第2部震災編 第10章「備蓄・供給・輸送対策」にもとづくものとする。

第3節 復旧対策

第2部震災編 第10章「備蓄・供給・輸送対策」にもとづくものとする。

第11章 生活再建対策

第1節 予防対策

第2部震災編 第11章「生活再建対策」にもとづくものとする。

第2節 応急対策

第2部震災編 第11章「生活再建対策」にもとづくものとし、その他、風水害対策として、以下の点に留意して応急対策を推進する。

1 ごみ処理計画

風水害の場合は、水分を多量に含んだごみが大量に発生し、環境衛生面にも影響が及ぶため、迅速な処理に努める。

2 し尿処理計画

風水害の場合は、下水道施設の被災による水洗便所の使用が不可能となる場合や、通常の上尿処理が困難となることが予測されることから、避難所等におけるし尿処理体制を確保し、被災地の環境衛生の確保に努める。

第3節 復旧対策

第2部震災編 第11章「生活再建対策」にもとづくものとする。

